

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)	
第7条		第7条	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>375,000</u>	1	<u>376,000</u>
2	<u>424,000</u>	2	<u>425,000</u>
3	<u>477,000</u>	3	<u>478,000</u>
4	<u>543,000</u>	4	<u>544,000</u>
5	<u>620,000</u>	5	<u>621,000</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。